

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月19日（金）第3461号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 1

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 2
○大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告（商工政策課取扱い） 2

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第953号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年10月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
日置市吹上町中原字瀧1352番19, 1352番21
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

鹿児島県告示第954号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年10月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
日置市吹上町中原字瀧1352番19, 1352番21
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

北薩地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス

の事業の廃止の届出があった。

平成30年10月19日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくら彩	出水市高尾野町柴引3522番地	有限会社さくらケアサービス	出水市福ノ江町758番地	西村 真理	平成30年10月1日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年10月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年10月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年10月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザめいわ

鹿児島市明和一丁目25番1号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島市中町10番15号 外3社

富士屋鮮魚店 味園真一郎

鹿児島市明和一丁目25-13

(2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島市中町10番15号 外3社

有限会社みその鮮魚 味園功次

鹿児島市草牟田二丁目14-27

3 変更年月日

平成30年10月1日

4 届出年月日

平成30年10月5日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年10月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン鹿児島谷山店

鹿児島市南栄五丁目10番51号

2 届出者の名称及び住所

株式会社マルハン

- 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
11,100平方メートル
 - 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年1月31日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年10月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成30年12月3日（月）から同月8日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成30年12月6日（木）から同月8日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を

受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成30年10月29日（月）から同年11月2日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(㍑) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(㍑) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(㍑) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(㍑) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(㍑) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490